

誓 約 書

緊急通報装置の借り受けについては、下記の事項を誓約いたします。

年 月 日

敦 賀 市 長 あて

借受人（申請者）

住 所

氏 名

記

- 1 善良な管理者の注意をもって緊急通報装置を維持管理するとともに、これを他人に譲渡、交換、転貸し、又は担保に供したりいたしません。また、利用者自身の過失により破損、紛失した場合は、現状回復にかかる一切の費用を弁償いたします。
- 2 通話料の経費は、借受人にて負担いたします。
- 3 緊急通報装置が不要となった場合は、直ちにお返しします。又、利用条件に該当しなくなり、返還を命ぜられたときは一切異議を申し立ていたしません。
- 4 緊急通報装置が作動し、近隣者、協力員、委託業者等関係者がかけつけた時、入り口等が施錠され家屋内に立ち入ることができない場合に入り口等を破壊、若しくは、家屋内に突入されても異議申立又は弁償費用の請求をいたしません。
- 5 市が委託する業者へ貸与申請書記載の情報を提供することを承諾いたします。
- 6 緊急及び災害時においては、必要に応じ、官公署、医療・福祉関係機関に情報を提供することを承諾いたします。

合鍵預託を希望するので以下の事項にも誓約いたします。

- 7 緊急事態発生（センサーの通報を含む）の可能性がある場合に、預かっている合鍵を使用して、関係職員等の家屋内への立ち入りを認めます。
- 8 合鍵を預託していても緊急車両等の方が早く到着した場合は、入り口等を破壊、若しくは、家屋内に突入されても異議申立又は弁償費用の請求をいたしません。
- 9 緊急通報装置が不要になり1ヶ月以上が経過しても、私又は私の親族と連絡がとれず、又は返却できる者が存在しない等、合鍵の返却ができない場合は、処分していただいかまいません。

※氏名は自署してください。自署できない場合は、本人の承諾を得た上で代理人が記名し、その旨をご記入ください。

例：（代理人の氏名）が代理で記入します。